

第 1 号

6月16日（月）

平成26年第2回氷川町議会定例会会議録（第1号）

平成26年6月16日

午前10時00分開会

於 議場

1. 議事日程（第1日目）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

報告第 1号 平成25年度氷川町繰越明許費繰越計算書について

報告第 2号 有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について

報告第 3号 氷川町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について

日程第 5 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について

日程第 6 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について

日程第 7 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について

日程第 8 議案第22号 氷川町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第23号 平成26年度氷川町一般会計補正予算（第1号）について

日程第10 議案第24号 工事請負契約の締結について

日程第11 議案第25号 工事請負契約の締結について

日程第12 議案第26号 工事請負契約の締結について

日程第13 議案第27号 物品売買契約の締結について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 河 口 涼 一

3番 長 尾 憲二郎

5番 江 寄 悟

7番 松 田 達 之

9番 米 村 洋

2番 清 田 一 敏

4番 上 田 俊 孝

6番 三 浦 賢 治

8番 片 山 裕 治

10番 笠 原 良 一

11番 上田 健一

12番 永田 義昭

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 野田 俊明 書 記 河野 香織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤本 一 臣	副 町 長	平 逸 郎
教 育 長	太田 篤 洋	総 務 課 長	陳野 信 次
企画財政課長	森田 寿 也	税 務 課 長	岩本 博 美
町民環境課長補佐	星田 達 也	健康福祉課長	山下 剛
農業振興課長	尾村 幸 俊	農地整備課長	前田 昭 雄
建設下水道課長	前崎 誠	総務振興課長	木本 栄 一
商工観光課長	西田 美 子	会 計 管 理 者	濤岡 美智代
学校教育課長	稲田 和 也	生涯学習課長	沖村 眞 一
農業委員会事務局長	草野 信 一	代表監査委員	本田 孝 志

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成26年第2回氷川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永田義昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番、松田議員、8番、片山議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（永田義昭君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの5日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月20日までの5日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（永田義昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今回受理した請願・陳情等は、お手元に配りました請願・陳情等一覧表のとおりです。

この4件は、資料を配付します。

次に、例月出納現金検査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。

なお、報告書は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、平成26年5月13日に、熊本県町村議会議長会議長研修会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、平成26年2月18日に開催されました、熊本県町村議会議長会第64回定期総会で議決されました、各郡提出の要望事項の要望実行運動が平成26年5月20日に県当局、県議会並びに自民党県連に対して行われ、議長が出席しましたので報告します。

次に、5月27日から28日までの2日間、第39回町村議会議長・副議長研修会が東京で開催され、正・副議長が出席しましたので報告します。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（永田義昭君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から、行政報告の申し出がありました。これを許します。

報告第1号、平成25年度氷川町繰越明許費繰越計算書について報告をお願いします。企画財政課長

○企画財政課長（森田寿也君） 報告第1号、平成25年度氷川町繰越明許費繰越計算書についてご報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成25年度繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおりご報告いたします。

開けていただきまして、繰越計算書をご覧くださいますようお願いいたします。

事業といたしましては6件ございます。まず、15款、民生費、10項、児童福祉費の子ども子育て支援制度システム改修委託事業の314万3,000円につきましては、子ども子育て支援法施行に伴い、システムの改修が必要になったため繰り越すものでございます。

25款、農林水産業費、5項、農業費の、農業基盤整備促進事業。内容といたしましては、暗きょ排水、排水路改修工事、若洲排水機場エンジン分解整備の1億7,879万円につきましては、国の補正予算によるもので、事業執行期間がないため繰り越すものでございます。

35款、土木費、10項、道路橋りょう費の、町道吉本本山線改良事業の3億4,901万3,000円につきましては、スマートインターアクセス道路整備でございますが、関係機関との調整の遅れにより、25年度内完了が見込めず、繰り越すものでございます。同じく、町道法道寺1号線道路改良事業の1,143万9,000円につきましても、用地交渉が難航し、事業着手の遅れにより繰り越すものでございます。

45款、教育費、10項、小学校費の竜北西部小学校校舎耐震補強・大規模改造事業の2億8,329万8,000円、15項、中学校費の竜北中学校校舎耐震補強・大規模改造事業の4億5,381万4,000円につきましては、国の補正予算によるもので、事業執行期間がないために繰り越すものでございます。

以上の6件でございますが、総額の合計が12億7,949万7,000円でございます。財源内訳といたしましては、既収入特定財源2,256万円、国庫支出金

5億4,267万円、地方債が6億2,930万円、その他の322万円、一般財源8,174万7,000円となっております。

以上で、報告第1号、平成25年度氷川町繰越明許費繰越計算書の報告を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 報告第2号、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について報告を願います。農業振興課長。

○農業振興課長（尾村幸俊君） 報告第2号、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成25年度有限会社氷川町まちづくり振興会の経営状況について、別紙のとおり報告いたします。

氷川町竜北物産館を取り巻く社会環境は、宇城彩館や近隣の競合店の影響により、依然厳しい状況となっております。氷川のしずくにおきましても、業績は依然厳しい状況ですが、季節ごとの青果物販売等で更なる営業努力を続けていきたいと思っております。会社全体につきましては、売上高が昨年より微増となっておりますが、経費の削減等により営業利益は347万円ほどの増となっております。

まず1ページの営業実績表をご覧ください。右から3つ目の欄の下から3段目になりますが、平成25年度の物産館の販売額合計は5億5,847万5,000円で、前年対比96.4%と減少しております。また、開業した平成14年度からの売上高累計では62億8,800万円となっております。

次に2ページの実績表をご覧ください。右から3つ目の欄の上から3段目になりますが、平成25年度の氷川のしずくの販売額合計は、2,336万1,000円となっております。また、右から3つ目の欄の下から3段目になりますが、平成25年度の加工センターの販売額合計は2,550万2,000円で、前年対比92.4%となっております。

次に3ページのレジ通過客数、いわゆる、お客様の客数は右から3つ目の欄の下から3段目になりますが、物産館合計43万9,234人で、前年対比97%となっております。平成14年度からの物産館のお買物客数累計は522万2,922人で、氷川町の顔としてイメージアップによる宣伝効果のみならず、地域経済の活性化に貢献しているところです。

次に会社経営の決算といたしましては、8ページの損益計算書をお開きください。

右側の一番上の数字が売上高合計になりますが、2億5,332万5,899円に対しまして、在庫や経費を引いたものが上から5段目の営業利益金額448万1,500円になります。この額に営業内外の収益や費用を加えたものが、下から4段

目の経営利益金額502万2,209円になります。この額に法人税額等を差し引いて、当期純利益金額は346万9,975円となっております。

次に7ページの貸借対照表の右下の純資産の部をご覧ください。前期までの繰越利益から当期利益346万9,975円を加えまして、下から7段目の数字になりますが、利益剰余金は2,649万5,948円となっております。よって現金としては資本金と合わせて下から2段目の4,799万5,948円を保有しております。

最後にページを戻りますが5ページをご覧ください。

これは決算を簡単にまとめたものです。この表は売上と販売管理費を項目別に詳細に計上しております。これによりますと、第13期におきましては、前年と比較して主なものは売上の加工センターで612万円の増、氷川のしずくで498万円減となり、売上全体では22万円増の2億6,400万円ほどでした。

また、販管費関係では賞与113万円増、外注費76万円増、修繕費198万円減、町への寄付金200万円などで合計102万円増の1億4,500万円ほどでした。売上原価の縮小もあり、当期の最終利益として347万円ほどの黒字となっております。

以上で、平成25年度の有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告に代えさせていただきます。

○議長（永田義昭君） 報告第3号、氷川町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について報告を願います。健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 報告第3号、氷川町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定についてご報告いたします。新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

平成25年4月から新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、この法律では、新型インフルエンザと同様に危険性のある新感染症も対象となり、同法第8条で県の新型インフルエンザ等対策行動計画に沿った市町村における行動計画の策定が義務化されました。

本町では、平成21年3月に氷川町新型インフルエンザ対策行動計画を策定していましたが、特別措置法の施行に伴い、現行の計画を見直しております。

町行動計画は、政府の新型インフルエンザ等対策行動計画及び熊本県の行動計画に沿った内容として、本町の新型インフルエンザ等対策の基本方針や、未発生期から小康期に至る各段階の具体的な対策を示すとともに、住民への予防接種、緊急事態宣言時の対応などを新たに盛り込んでいます。

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針として、1点目に感染拡

大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること。2点目に町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、対策を講じることをとしています。

新型インフルエンザ等の対策の実施にあたっては、発生の状況に応じて、切れ目なく的確に対策をとる必要があることから、事前に準備を進め、状況の変化に即応して迅速に意思決定を行うことができるよう、県行動計画と同じ6段階を設け、各段階で想定される状況とその対策を定めています。

新型インフルエンザ等の対策を推進するためには、国、県、市町村など公的機関はもちろんのこと、医療機関や医療関係団体をはじめとした関係機関、ライフラインを担う事業者の協力が不可欠です。また、町民をはじめ、一般の事業者も職場や学校、家庭での日常的な感染予防に努めていただくことが重要です。

今後、本町では、この計画に基づき、新型インフルエンザ等対策を推進するとともに、状況の変化等に応じ、適宜見直しを行っていきます。

以上で、報告第3号、氷川町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定についてのご報告を終わります。

○議長（永田義昭君） これで、行政報告を終わります。

-----○-----

- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 8 議案第22号 氷川町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第23号 平成26年度氷川町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第24号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第25号 工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第26号 工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第27号 物品売買契約の締結について

○議長（永田義昭君） 日程第5、承認第1号、専決処分の報告及び承認についてから、日程第13、議案第27号、物品売買契約の締結についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（藤本一臣君） 皆様おはようございます。木々の緑も深まり、若鮎踊るさわやかな初夏の季節を迎えておりますけれども、議員各位には、それぞれ日々ご健勝にてご活躍のこととお慶びを申し上げます。

九州北部地方は、平年より3日早い6月2日に梅雨入りをいたしました。現在のところ、適量の降雨があり、氷川ダムの水位も平常時の水位を保っているところでありまして、安堵をしているところではありますが、イグサの成長期及び田植えの時期を迎えまして、農業用水の需要の増加並びに夏場の渇水期を考慮いたしますと、農業用水及び生活用水の確保に向けて日々節水に心掛けねばならないというふうに思っているところであります。

さて、本日は平成26年第2回氷川町議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中にお繰り合わせご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃より町政の運営につきましてご支援とご協力をいただいております。心より感謝とお礼を申し上げます。

平成26年度がスタートいたしまして2ヶ月が経過をいたしました。4月13日に球磨郡多良木町の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生をいたしました。その拡大が心配をされたところでもありますけれども、関係者各位の迅速な行動で、ウイルスを封じ込め、5月8日に終息宣言が出されたところでもあります。

本町でも養鶏業を営んでいらっしゃる業者がいらっしゃいまして、大変心配をいたしておりましたけれども、安堵をしているところであります。

5月14日に、小野副知事ほか、県の関係者をお迎えをいたしまして、氷川町の重要課題についての勉強会を開催をいたしました。皆様方にもご出席をいただいたところでもありますけれども、県の皆様方にもですね、町の課題というものをしっかりご認識をいただき、情報の共有ができたのかなというふうに思っております。

5月22日から26日にかけてまして、大空町との友好事業によりまして、本町の担い手女性グループの皆様方が大空町を訪問をされました。ちょうど、大空町の芝桜まつりに合わせての交流でございまして、両町の友好の絆を深めていただいたものというふうに思っております。

5月25日には、町内の3小学校で運動会が開催をされました。子どもたちの一生懸命な姿、または輝く瞳を目の当たりにいたしまして、感動を得るとともに、子どもたちの健全な育成の取り組みをさらに進めていかなければならないというふうに強く感じたところであります。

6月1日に、消防ポンプ総合大会を開催をいたしました。団員諸君の士気旺盛で敏速な動作を拝見をいたし、大変力強く感じたところであります。あってはなりませんけれども、有事の際には、大きな支えとなってくれるというふうに確信をいたしております。

一昨年10月から検討をしまいいりました、竜北地区排水対策につきましては、5月19日に第5回目の検討委員会を開催、基本方針を決定をいたしました。6月

9日から4日間にかけて、それぞれ受益地区の地区説明会を行ったところでありまして、基本のご理解を得たところであります。

平成27年度事業採択に向けまして、県との連携を強くし、この事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

議員の皆様方にも、本定例会閉会後に全員協議会を開催をし、基本計画につきましてご説明をいたしますので、ご理解の上、ご支援をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、例年5月に開催をいたしておりました町政懇談会につきましては、本年は7月15日から8月7日にかけて、これまで同様に投票区単位で開催をする予定であります。議員各位におかれましても是非ご出席をいただきたいというふうに思います。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは報告3件、承認3件、条例の一部改正その他5件、平成26年度氷川町一般会計補正予算1件でございます。

報告第1号から第3号までは、ただいま各課長よりご報告を申し上げました報告内容でございます。

承認第1号は、平成25年度氷川町一般会計補正予算（第5号）について、承認第2号及び承認第3号は、氷川町税条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、報告をし承認を求めるものでございます。

議案第22号は、氷川町長寿祝金支給条例の一部を改正するものでございます。

議案第23号は、平成26年度氷川町一般会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ5,524万5,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ63億2,779万1,000円とするものでございます。

歳入の主な予算といたしましては、国庫支出金570万8,000円、県支出金646万7,000円、繰越金877万円、町債3,330万円。主な歳出の予算につきましては、民生費588万1,000円、主な内容は、地域介護・福祉空間整備事業補助金でございます。農林水産業費1,113万3,000円の補正につきましては、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金及び農業体質強化基盤整備事業国庫返還金でございます。消防費3,691万8,000円の主な内容は、八代広域行政事務組合消防本部負担金の増でございます。

議案第24号は、竜北中学校耐震補強・大規模改造工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第25号は、竜北西部小学校校舎耐震補強・大規模改造工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第26号は八火図書館・宮原振興局新築工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第27号は、消防団員用活動服購入のため、物品売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単に説明申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なご決定をいただきますようお願い申し上げますとともに、4月の人事異動によりまして配属が変わった課長及び新任課長が多数おりまして、議案の審議に少々ご迷惑をお掛けする場面もあるかもしれませんが、ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます、挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（永田義昭君） これから、承認第1号から議案第27号まで順次、詳細説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 承認第1号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。開けていただきまして1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ230万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億9,569万4,000円とするものでございます。歳入の方より説明をいたしたいと思っております。6ページをご覧ください。

80款、5項、寄附金、5目、5節の一般寄附金の30万円につきましては、ふるさと氷川応援寄附金でございます。10目、5節の農業費寄附金の200万円につきましては、氷川町まちづくり振興会からの寄附金でございます。

続きまして歳出の部の7ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、75目、竜北物産館運営基金費、25節の積立金の200万円については、基金条例に基づきまして、竜北物産館運営基金に積み立てるものでございます。85目、ふるさと氷川応援基金費、25節の積立金の30万円につきましても、基金条例に基づきまして、ふるさと氷川応援基金へ積み立てるものでございます。

以上で、承認第1号、専決処分の報告及び承認について説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 税務課長。

○税務課長（岩本博美君） 承認第2号及び承認第3号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

承認第2号の改正内容といたしましては、公的年金等にかかる個人町民税の特別徴収、寄附金税額控除における特例控除額、株式等の譲渡所得等にかかる個人町民税の課税特例等の規定見直しとなっております。

承認第3号の改正内容といたしましては、町民税の納税義務者、法人税割の税率、固定資産の非課税、軽自動車税の税率等の規定見直しとなっております。

なお、税条例の改正内容は、承認第2号につきましては、平成28年1月1日から施行するとなっておりますが、承認第3号が、平成26年4月1日から施行する必要があるとして、地方税法の一部を改正する法律が、3月議会閉会后に国会において成立し、改正法律が3月31日に公布されましたため、町議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、承認第2号を平成26年3月30日付け、承認第3号を平成26年3月31日付け、専決処分したものであります。

以上で、承認第2号及び第3号の説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） 続きまして、議案第22号をご説明いたします。

氷川町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この改正条例は、第4条の祝金の支給時期を改正するものですが、平成19年3月に、第2条の受給資格者及び第3条の祝金の額を改正した際に、本来は改正すべきものであったのですが、漏らしていたために、条文中に出てくる号に間違いを生じているものです。

また、100歳到達者への祝金の支給日が休日になることもあり、平日に支給するために改正するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 続きまして、議案第23号、平成26年度氷川町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書を開けていただきまして、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,524万5,000円を追加して、総額の歳入歳出それぞれ63億2,779万1,000円とする補正予算でございます。

主なものについてご説明いたします。まず、歳入の部より7ページをご覧ください。

65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、10目、民生費国庫補助金、5節の

社会福祉費補助金の570万8,000円は、臨時福祉給付金給付事業費補助金、78万5,000円及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金。内容といたしましては、高塚地区公民館のバリアフリー化に伴う整備改修費に対する補助金、492万3,000円でございます。

70款、県支出金、10項、県補助金、20目、農林水産業費県補助金、5節、農業費補助金の628万1,000円につきましては、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業として、いちごの電照施設、自動換気施設の設備への補助金でございます。

90款、5項、5目、繰越金、5節の前年度繰越金の877万円につきましては、歳入財源として、繰越金を充てております。

95款、諸収入、20項、5目、5節の雑入の100万円につきましては、コミュニティ助成事業、宝くじ社会貢献広報事業としての助成事業で、投光器エンジン付き1台購入に伴う助成金でございます。

99款、5項、町債、25目、消防債、10節の合併特例債の3,330万円につきましては、広域行政事務組合本部が事業を実施する、消防緊急無線デジタル化等整備事業にかかるもので、補助事業の不採択により今回補助分の事業に対し、合併特例債を充てるため計上したものでございます。

続きまして、歳出の部の9ページをご覧ください。

15款、民生費、5項、社会福祉費、10目、老人福祉費、19節の負担金補助及び交付金の492万3,000円につきましては、歳入の部でも申しましたが、地域介護・福祉空間整備等事業で、内容としましては、先ほど申しました高塚地区公民館のバリアフリー化にかかる整備改修費の補助でございます。

次の10ページをご覧ください。

25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、19節の負担金補助及び交付金の628万1,000円につきましても、歳入の部で申し上げましたが、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業で、内容といたしましては、いちごにかかる電照施設及び自動換気施設の設備に対する補助であります。

次に11ページをご覧ください。

25目、農地費、23節の償還金利子及び割引料の476万2,000円につきましては、平成25年度繰越明許分の農業体質強化基盤整備促進事業での執行残に伴い、残事業費分の補助額を返還するものでございます。

40款、5項、消防費、5目、常備消防費、19節の負担金補助及び交付金の3,498万4,000円につきましては、歳入の部でも説明いたしましたが、八代広域行政事務組合消防本部への負担金です。当初予算で、広域行政事務組合で消防

緊急無線デジタル化等の整備事業として、補助事業へ取り組みましたが、補助事業の不採択によりまして、合併特例債で財源確保するものでございます。

なお、平成28年5月までデジタル化が必要とのことでございますので、事業期間といたしましては、1年半以上かかりますので、本年度より事業を実施する必要があるということで、今回補正するものでございます。

消防費の関係でございますが、4ページをご覧ください。

債務負担行為補正としまして、1の追加、消防債の1億3,900万円の限度額を計上しています。2の変更につきましては、総務債の補正前3億570万円の限度額の中に、当初予算で消防債も含まれていたため、補正後で消防債分を除き、消防債へ組み替えて、2億円の限度額へ変更するものでございます。

11ページに戻っていただきますようお願いいたします。

10目、非常備消防費、18節の備品購入費の130万7,000円につきましては、歳入の部でも申し上げましたが、消防用といたしまして、投光器エンジン付き1台をコミュニティ助成事業で購入するものでございます。

以上で、議案第23号の一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第24号の工事請負契約の締結についてご説明いたします。

竜北中学校校舎耐震補強・大規模改造工事について、工事請負契約を締結するために議会の議決を求めるものでございます。

契約金額は4億2,444万円でございます。契約の相手方は和久田建設株式会社、代表取締役、和久田数臣さんでございます。

続きまして、議案第25号についてご説明いたします。

竜北西部小学校校舎耐震補強・大規模改造工事について、工事請負契約を締結するために議会の議決を求めるものでございます。

契約金額は2億2,984万5,600円でございます。契約の相手方は株式会社藤永組、代表取締役、藤永勝利様でございます。

続きまして、議案第26号の工事請負契約の締結についてでございます。

八火図書館・宮原振興局新築工事について、工事請負契約を締結するために議会の議決を求めるものでございます。

契約金額は3億6,666万円、契約の相手方は株式会社松島建設、代表取締役、松嶋進治様でございます。

次に議案第27号、物品売買契約、財産の取得の締結についてでございます。

消防団員活動服の購入に伴い、物品売買契約を締結するために議会の議決を求めるものでございます。

契約額は826万6,860円でございます。契約の相手方は三輝物産株式会社、代表取締役、西銘生治様でございます。

以上の工事請負契約3件及び物品売買契約1件の締結につきましては、氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び3条の規定により、議会の議決が必要なため、提案するものでございます。

これで、議案第24号、25号、26号の工事請負の締結について、並びに議案第27号の物品売買契約の締結について、説明を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

〔議長、休憩をお願いします〕と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 休憩にします。10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時40分

再開 午前10時48分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。まず、承認第1号について質疑はありますか。
江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 今回、竜北物産館運営基金費の方に200万円の予算が計上されております。この200万円、まちづくり振興会からの寄附金を200万円とした根拠について教えていただきたいと思いますが。

○議長（永田義昭君） 農業振興課長。

○農業振興課長（尾村幸俊君） ただいまのご質問ですけれども、去年はですね、寄附金の方はゼロ円でございます。寄附が少ないということは、法人税の関係も出てきまして、法人税につながりまして多くなります。会社全体の利益も反映されるために、まあ、200万円が妥当だということで計上いたしました。

以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） この200万円については、先ほど報告があった経営報告、まちづくり振興会の経営報告読ませていただいたんですが、当初の25年度の予算額については、500万円の寄附を町の方にするよという予算に対して、なぜ200万になったんですかっていう話なので、その税額等によって500万円は納められなかった、寄附できなかったということの説明だったんですよね。

しかし、この報告書の中身を見ると、全て、直売所にしても、レストランにしても、おやつ工房にしても、氷川のしずく、加工センターにしても、前年度比から比

べたら、非常に販売実績が落ちている。そういう中で500万円を予定していたけども200万円にならざるを得なかったというのが結論じゃないかと思えますよ。

そこで、この報告書の5ページにある分で、各施設ごとの売上げが計上されています。当初予算において、直売所1億3,000万円で決算もほぼ同額。レストランについてはおおむね600万円ぐらい減りましたよ、予算に対してですね。課長、いいですか。

ファーストフードは、売上げは上がりましたが、予算に対しては減っていますと。外販についても、外販は微増いたしております。加工センターについては、予算3,000万について、3,200万の決算額が出ました。

そこで、次に氷川のしずく、予算3,000万に対して24年度決算2,500万。しかし、2,500万から本年度25年度ですね、25年度の決算は2,000万しかありませんでした。ちょっと今までの額は一つ間違えてます。

氷川のしずく、予算は3,000万、24年度決算は2,500万で500万伸びる、そういう経営努力をやりましょうと。しかし、24年度決算2,500万よりも500万落ちて2,000万の決算額にならざるを得なかった。

この当初予算から比べたときに、なぜ、500万の町への補助金が200万にならざるを得なかったかというのは、この氷川のしずくが、3,000万の予算に対して2,000万しかなかったから。だから、補助金が300万少なくなってしまった、そのようにしか報告書では見えない。

そこで、氷川のしずくの3年間見てみると、23年度2,850万の売上げ、24年度2,800万で50万売上げが下がりました。25年度に見てみると、2,300万で500万もの売上げが下がっている。

この3年間において氷川のしずくがこのまちづくり振興会をどれだけ足を引っ張っているのか、それは、この報告書を見る限りにおいて明らかじゃないですか。

ですから、なぜ200万にとどまったのかという根拠をもう少し農業振興課長、詳しく説明をしてください。

○議長（永田義昭君） 農業振興課長。

○農業振興課長（尾村幸俊君） 氷川のしずくに関してでございますけども、おっしゃるとおり、平成24年度につきましては2,800万、25年度につきましては2,300万ちょいということで、約500万弱ぐらいの減がございました。

この大きな理由といたしましては、一昨年大ヒットいたしました味覚糖のぷっちょの影響がかなりございます。しずくにあえて、数字をひらってみたんですけども、約3万個販売が減少しております。24年度と25年度でございますね。金額に直しますと、約320万円ほどの減が生じたわけでございます。しずくに関しましての

の大きな理由は以上でございます。

会社全体に通しましても、各部門ともちょっと苦戦をしておるところでございます。結果的にこのような経営状況になったということと、先ほど申しました理由で200万円の寄附ということに至ったわけでございます。

以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） そこで町長にお伺いします。今回の報告も含めて寄附金が下がったのも、結果的には私はこの氷川のしずく、非常にまちづくり振興会としては足かせになっているのじゃないかなと。

当初3年間でおおむね方針を決めたいというふうな話だったんですが、3年目を迎えて明らかにまちづくり振興会そのものの足を引っ張っているような気がします。

なおかつ、出荷協議会の方たちにその還元ができないでいる、そういうところを総括したときに、再度この氷川のしずく、果たしてこのままでいいのかどうか、見直し時期がもう来てるんじゃないかと思いますが、そのところは町長、どういうふうに今、お考えになっているのかお聞かせください。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 今議員からご質問のとおり、当初、3年間を一つの目途としてやらせてくれというふうな話で来ました。

3年が過ぎるということで、今年の2月の取締役会で行いました。今の現状を踏まえていかがいたしましょうかという部分と、そういった検討は取締役会でもさせていただきました。

その中で、氷川のしずくのいわゆる一番の目的は何なのかと、いわゆる販売額を上げる目的がそこにあるのか、いや、氷川町、あるいは氷川の物産館をアンテナショップとして、そこで大いに宣伝をするという効果もあるんじゃないかと、そういった部分はなかなか数字には見えない部分でございますけれども、そういった効果はまだ、これからも発揮できるんじゃないかということで、今後もですね、氷川のしずくにつきましては、まず1年間、もう1年間やってみようじゃないかということと、それにつきましては、それぞれ経営努力を更に進めていこうと、特に、青果物の販売がこれまでほとんどできておりませんでした。それはやはり、お土産物中心の販売であったということでございまして、そういったことにつきましても、あすこの経営者であります、フレスタの方にもいろんな要望をいたしまして、やっぱり私どもは一番青果物が得意な分野でございますと、そういったものをある程度、私どもの範ちゅうで売らせてくれということでお願いをし、今、青果物についまし

ても晩白柚、梨、それからいちご、トマト等々につきましてですね、あるいは青果物も含めて今販売を始めたところでございまして、そういったものの効果というものをもう一回、更に検討しなければならないのかなというふうに思っております。

ですから、現在のところではですね、取締役会の方針決定どおり、あと1年はまず、やらせていただきたいというふうに思っておりますし、先ほどおっしゃいましたとおり、物産館あるいはこの会社に対するその影響というものはですね、やはり考えていかなければならない大きな課題でございます。

まあ、しづくだけが全体を足を引っ張っているということでもございませんけれども、全体の中で、その果たす役割というものがあるのかないのかというものをやっぱり見極める時期には来ているというふうにも思っておりますので、もうしばらくですね、応援をしていただければなというふうに思っているところであります。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 最後に、この氷川のしづくの発足当初からアンテナショップの位置として、あそこの場所が一番奥まったところで、あそこの場所が本当にアンテナショップとして、まあ、PRできるのかという疑問も随分あった。

しかし、町長の強い希望で発足して、3年間経ってきて、どうも、そう売り上げには影響しないかもしれないけども、アンテナショップとしての魅力が果たしてあるのかっていうのも、私は取締役会で議論しなければいけない。

アンテナショップは必要だと思うんですよ。だから、あそこでもいいのかどうか。そここのところはやはり、取締役会で検討して、なおかつ、今まで出している町からの施設費用等、そういうものが町の方に還元できるような方向に進めてもらいたいと思います。

一つだけ確認を課長にしたいんですが、この氷川のしづくの契約期間は3年で退去した場合に、その違約金等は発生しないんですしたよね。3年間は大丈夫だったですよ。

そここのとこだけ確認をしたいと思います。ただ、今町長、あと1年ということで、その確認だけはさせてください。

ただ今回、3年で契約して、また3年というのが出てくると、次また問題、違約金との問題が出てくるので、そここのところの確認をお願いします。

○議長（永田義昭君） 農業振興課長。

○農業振興課長（尾村幸俊君） 3年経過した後の違約金の関係ですけれども、例えば、撤退するとか決めたときに、6ヶ月、半年前にJBMの方に発表すれば、違約金はないということです。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第2号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第3号について質疑はありませんか。

江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 町長にお伺いしますけど、今、国の方でですね、法人税率を20%台に下げようという話がありますけれども、今、大手企業さんへの優遇っていうのがすごく、今、おおっぴらにっていうか、なされてて、今回の税制改正の中にも軽自動車税を上げるぞとかっていって、一般町民の皆さんの税は上がっていく。まあ、消費税も含めてですね。

今回、一部法人税割というのが出てきますけれども、町長のお考えだけ。法人税を下げることによって、本町への影響はあまりないと思うんですけども、それを下げることによって、要するに財源確保をしなければいけないので、町民の皆さん、国民の皆さんの税が上がっていく。今回また消費税10%になっていくけど、法人税の減額に対して、どのようなお考えを持っておられるのか、そのところだけお聞かせください。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 対極的な話でございますので、なかなか、一言では言えないのかなと思っておりますけれども、国は国の方針として、法人税減税を打ち出されております。それはやっぱり、全体の財源の確保も含めて、逆に減るわけでございますが、その分をどこかに転嫁しなくちゃならんというところをご心配だろうと思っておりますけれども、やはり、その点につきましてはですね、私どもの町への影響は少ないとしましても、少なからずあるわけではございますが、そのあたりはしっかりと見極めていかなければならないというように思っておりますし、私どもだけがですね、反対という話でもございません。

ただ、その中でそういった法律が制定をされて、法人税が下げられた、ほかの税金で財源を確保するといったときに、本当にそれでこの日本の経済、あるいは財源を確保できていくのかという部分もですね、やはり、物申すべきところは私ども地方自治体からの立場としてもですね、声は上げさせていただきたいと思っておりますが、今現在では、その今の成り行きを見守るしかないのかなというふうに思っております。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江崎 悟君） 一般住民の方、低所得者の方も含めてですね、ほかの財源求めてこられた。低所得者あたりの皆さんが負担増が大きくなっていく。

高齢者の皆さんも介護が今度2割になっていく。まあ、そういうところに負担がどんどん出てくるわけですね、今のアベノミクスの税制の方を見てみるとですね。

そういう点を勘案して、町としてですね、町として例えば、今回財源を介護保険の2割負担、そういうところに来たときに、町独自で2割負担分の1割分を氷川町の高齢者の方、介護を受けてる方たちに補てんをしてやろうと、そういうふうな独自策が今度、各市町村間の格差の中で求められてくると思うんです。そういうものもやはり考えながら、ここの氷川町の財政の許す範囲内で私は見守っていかなければならないと思います。

そのために、町長がいつも言われる、住んでよかった町になるような、そういう高齢者の負担を下げるとかという、そういうものも今後検討していくおつもりがあるかどうかだけをお願いしたいと思います。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） まあ、質疑か質問かというところがありますけれども、せつかくのお尋ねでございますので、お答えをさせていただきたいと思っております。確かに国の政策をそのまま市町村のですね、自治体に持ってきたときに、やはり弊害になる部分も私はあったのだろうと思っておりますし、逆に市町村独自で行える政策も逆にこれまでもあったわけでございますし、今現在も、独自でやっている部分もたくさんございます。

その力点をどこに置くかということが、今後考えていかなければならないところかなと。いわゆる高齢化社会を迎えて、そういったところに力点を置く、あるいは少子化を踏まえて、そういったところに力点を置くということをですね、やはり各自治体がやはり知恵を出す時代になってきたというふうに思っておりますし、そういった議論は今後大いにやっていくべきだと思いますし、また、今度19日には一般質問もございます。少しそれも関連してくるかと思っておりますが、人口とのからみ、そういったものも含めてですね、大いにやっぱり議論をしていきたいなというふうに思っています。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号について質疑はありませんか。

江崎議員。

○5番（江崎 悟君） ちょっと担当課長に、ここのところをお伺いをしなければいけ

ないなと思ったんですが、総務課長ですかね担当課長は。

文言のですね、支給するという文言ですよ。誕生日に支給するということは、その人が、その100歳なら100歳の誕生日に支給します、というのを変えますよ。で、最も近い、その後の最も近い日曜日、土曜日、休日でない日に支給する、というふうな文言になりました。

誕生日に支給するが、その日が土、日だったら、その後の日に支給しますという、同じ支給という言葉が書いてあります

それでは、誕生日に100歳を迎えました。100歳と1日で亡くなりました。支給はされないんですか。支給という言葉が同じような意味でここで使われてるんだったら問題があるんじゃないかと思うんですよ。

支給日、お金の配付を遅らせますと言うんだったらいいんだけど、支給を遅らせますということは、誕生日の翌日に亡くなったら、もうその人はもらえない、支給しないということになるんですか。

そこをちょっと、言葉上、それは支給しますよ。誕生日過ぎたから支給しますよというの、これのその解釈の違いだけになってくるから、そのところはやはり、100歳を迎えて生きておられるのならば、翌日亡くなくても支給はすべきだと思うんですよ。

その理解の仕方、支給という言葉の解釈の仕方、そこをちょっと教えてください。当然やるでしょうけど。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） ただいまのご質問なんですけれども、誕生日に支給する、ただしということでしたし書きの条文を今回加えたところでございます。

想定される、誕生日を迎えられた後亡くなられた、ご不幸にも亡くなられたといった場合での支給についてなんですけれども、その支給につきましては、相続人の方にお支払することになるかと思えます。

以上です。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 支給するという言葉は、ここで一緒ですか。100歳の誕生日に支給する、100歳おめでとうと言ってやります。でも、土曜、日曜だったら仕事に出てないんで、公務員として仕事出てないんで、先にやりますよ。

支給は誕生日だけでも、お金の配付は翌々日ですよという書き方にならないと、いけないんじゃないかと思うんですけど、そのところはどうか、支給でいいんですか。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 受給権が100歳の誕生日を迎えられたことによって発生しておりますので、支給につきましては、このただし書きの条文により、まあ、土、日、休日を除いた一番近い日にお支払いをするということでただし書き条文を書いているところがございますので、問題はなかろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（永田義昭君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号について質疑はありますか。

はい、江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 8ページをお願いします。

消防緊急無線デジタル化整備事業について、先ほどの企画財政課長の説明からいくと、補助の不採択により、合併特例債を使いますよ。1年半では間に合わない、あと1年半しか時間がないので間に合わないから、もう補助の方を手挙げませんよという話なんですけども、補助が不採択になった、それならば、なぜ不採択になったのか、なぜ来年度、補助事業を要望しないのか、あえて合併特例債、単費を使う必要ないんじゃないかと思いますが、これは、広域行政事務組合において、ちょっと問題があるんじゃないですか。

単に不採択になったから単費を使います。全部で事業費として3,498万4,000円、単費を使いますよっていう、ただそれだけの説明ではこの予算はちょっとおかしいと思いますが、そのこのところ、分かる方、説明してください。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） 消防デジタル化につきまして、負担金につきましてお答えさせていただきます。

今回、増額、まあ、合併特例債の方で3,330万円の増額をお願いするところでございますが、まず、八代広域行政事務組合が取り組みました補助金の不採択の件についてちょっとご説明いたしたいと思います。

ご承知のとおり、28年5月をもってデジタル化に移行するという国の方針に基づきまして、各自治体、全国の各自治体、事業を進められてきておたわけでございますが、当八代広域行政事務組合におきましては、26年度、27年度、2ヶ年にかけてデジタル化及び各消防車等で受信する受令機を整備するという計画のもとに事業が進められてきたところでございます。

26年度の国庫補助事業につきましては、国の方で補助枠総額が4億円の予算措

置がなされておったというふう聞いております。

しかしながら、全国から要望があった補助事業団体が25団体ございまして、事業費の、申請事業費が多く申請されましたために、当八代広域行政組合の方には、事業の採択をできないと、不採択という回答があったところでございますが、その理由といたしましては3点ございまして、まず、採択の根拠といたしまして、消防の広域化及び複数の消防本部が共同で整備するところを第一にしますと。

2番目に、市町村の合併によって広域化することが必要となる団体に補助しますと。3番目には、構成する当該市町村の消防力の整備状況、併せて財政力等を勘案して補助を決定しますということで、当八代広域につきましては、補助団体とは認められないということでございます。

以上です。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。米村議員。

○9番（米村 洋君） 今その江寄議員のこのデジタル化に関連した質問ですけれど、この合併特例債を発行するに至っては、国のこの今言われたように、28年の5月31日をもって電波法が改正されるということで、どうしても、国の採択に75%の採択を受けるべきということで申請をしていたけれど、4億ぐらい、国の予算4億、東北大震災を最も優先をしたということの説明をちょっと聞いたことがあります。

それと、100人以内の小規模消防署を対象に重点的にやったということにおいて、この広域消防においてはですね、該当をしなかったというような説明でありました。

そして今後、どうしても、一つはですね、この合併特例債を発行するということをや極力避けたかったでしょうけど、結局この採択事業が、来年度、来年度果たして継続としてやるのかやらないのか、それも本当は決定してないというのが現状であるという説明でありました。

その辺のところはどうですか。私の言ってるような、これは広域消防の、結局、担当課長からの説明でありますからほぼ間違いのないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） 来年度計画もされておりますけれども、その事業につきましては、八代広域の方で現在計画されております課長の答弁のとおりでございます。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） それと、この9ページですね、農林水産費に対してのちよっ

とこの補助事業、補助事業ですね。

10ページ。いいですか、この農林水産費に対しての農業振興に対する補助事業がいくつあるのかということですね、110あるわけですね、110。

それと今、これだけ農業が保護されているわけでありましたが、それが、農業の振興において、このような補助制度を設けていると。なぜならば、やっぱ食の供給と国民の生命の源である食料を供給して、国土を維持するための国民共通の財産というふうに認識しております。

それと、その補助金の中で、国がですね、今や耕作放棄地が平成23年度、八代市が66ヘクタール、氷川町が46ヘクタール。八代と氷川の面積からいって、いかに氷川町が耕作の放棄地が多いかということでもあります。

そこで、国の施策の中で、耕作放棄地に対してのですね、国の補助金なり、県の耕作放棄地に対しての助成金制度というのがあります。

国はですね、耕作放棄地再生研究事業対策というのがあります。それと県は、熊本県、日本でも熊本県独自だと思うんですが、この耕作地に対して、解消、解消ですね、再生じゃなくて解消対策というのがあります。

この中で、わが町も22年度ですかね、これは、初めて県がこの制度を設けたと思うんですが、その時に申請者、取組者ですね、取り組みに対して、事業主体、事業主体は農業振興課から今は農業委員会が事業主体となっているかと思いますが、どうですか、その辺のところ。

○議長（永田義昭君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（草野信一君） はい、国と県の耕作放棄地対策事業につきましては、平成24年度より農業振興課より農業委員会の方で事務をしてほしいということで、事務を現在行っております。以上です。

国と県の制度につきましては、国の制度が交付単価5万円、国の制度につきましては、要綱、はっきりした年月日はちょっと記録を持っておりませんが、21年度ぐらいから国の制度ができていると思います。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） 結局、農業振興課から農業委員会に事業主体が移ったということですが、この対策にです、助成金を交付されながら、違反した行為を行って。元議員、現職の時、この交付をされて農地の復元及び作付義務を怠っている。何回も何回も指導をされながらも、現在でも完全なる復元、作付けが行ってない。そういうことは間違いありませんか。

○議長（永田義昭君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（草野信一君） はい、現在、県の事業に取り組みました1件

につきまして、現在、作付状況報告を提出してない方が1件いらっしゃいます。その方につきましては、昨年度から作付けの指導をしているところです。

以上です。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） あのですね、今現在この違反者に対して、この制度、町長、この制度についてですよ、農業の振興の補助金、あるいはこういう助成金にですね、違反者がいるということであります。

現在この県がですね、耕作放棄地の解消緊急対策事業という規定があります。これは作付けを3年間義務付けております。

しかしこれは、県に聞いたら時効がありません。作付けをしてなければ、作付けをするまで指導をしなさいという県の見解であります。

今後ですね、農業委員会としては、こういう違反者に対してですよ、まじめに真剣に農業に取り組んでる人たちに対しての冒流行為であると。

今後においてですよ、徹底した指導をしていくということ、その辺の見解をお伺いしたいのですが、どうですか。

○議長（永田義昭君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（草野信一君） はい、指導につきましては、農業委員会の総会の中でも審議をしております、総会后、会長含め委員さんと現地確認及び指導等も複数回実施しております、その指導につきましては今後も継続をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） それとね、先ほどですね、消防の10ページ、11ページですね。いよいよアナログから、その例えばこういうふうなデジタルに移行するということありますが、今度わが町もですね、今、八代の広域消防においてですね、氷川町の分署検討委員会が設置されていると思いますが町長、今度、この補正に臨時議会が招集されると思います、広域消防においてですね。

その中で、中村管理者、市長ですね、と藤本町長の管理者の間で協議をなされて、氷川町分署を庁署建設事業案をですね、提案を臨時議会に今度されますか。その辺をちょっとお尋ねしたいですが。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 議案の中身とは少し離れておりますので、ですが、せっかくのご質問でございますのでお答えをさせていただきたいと思っております。氷川分署の建設につきましては、八代広域行政事務組合の施設整備計画の中で、27年度から29

年度にかけて整備をするということが明記をされておりまして、それはもう決定済みでございます。

それに対してまして、今広域消防本部の方で、そのいわゆる候補地というべき場所ですね、どこが一番効率的で効果的な場所なのかというのを、今、町内の広域の中の検討委員会で検討されて、ある程度の今、調査結果が出ていると、そのことについて今度、広域の臨時議会でご説明をされるという話を聞き及んでおります。

当然それを受けまして、私ども氷川町としましては、その候補地、いわゆる土地につきましては、町が取得することになっております。

そして、そこに建設を広域で行うということでございますので、その計画で行きますと、来年度27年度がいわゆる用地の取得、28年度に造成、29年度に建設というスケジュールになっておりますので、それを踏まえまして、逆算しますと私どもも行動を開始しなくてはならない時期に来ているというふうに思っておりますので、広域からのそういった提案を受けまして、氷川町としても、適地の選考に入りたいというふうに思っております。また、その内容につきましては機会がございましたら、議員の皆様方にもですね、その八代広域が今示しております基本的な考え方のご説明はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） 議長、すみませんね。ちょっと、質疑から、今ちょっと質問の方に、ちょっと何が離れたような気がしますけれども、まあ、議長にですね、冒頭より、ちょっとそういう質問をするからと了解をいただいているわけですから、本会議において、議長から本当は許しをいただかなきゃいけないと思ったんですけど、今町長が言われたように、消防署の分署の設置について、土地買収から造成に至るまでは、町単独事業になると思いますね。単独事業。助成金はほとんどないと思いますね、国とか県からの助成はないと思いますね、この土地買収及び造成費にかけてはですよ。買収ですよ。買収からですねこの造成にかけてですね。

そして、今言われたようにですね、基本設計から実地計画ということを経て、着工に行くということですね。そうしてその広域消防の建設についてはですね、お互いの負担割合であるということですね。広域消防の負担割合でやるということですね。

これに対しても、75%は起債を起す、20年間償還の起債を起すということができるといふことの判断をしておりますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 用地取得につきましては、氷川町が用地を取得をいたします。

造成後の工事につきましては八代広域の、いわゆる予算の中で行ってまいりますので、用地取得までが私どもの役割でございますし、その後はまあ、八代市、氷川町、広域で行っていくということでございますので、そこは造成の部分はですね、広域の方で行うということをご認識をいただきたいと思っております。

そのうえで、その財源確保に向けましては、やはり市、町ともにですね、まあ、財源の確保、一番有利な財源を確保していかなければならないというふうに思っております、そのあたりは念頭に置いて今後も事業を進めてまいりたいと思っております。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 先ほどの、企画財政課長の報告、説明の中になくて、私は総務文教委員なので、事業実施について2点お伺いします。

10ページの予防費。やっとならフッ化物洗口の事業が開始されるなあと思っております。学校、まあ、このフッ化物洗口の対象人数と、その実施時期、それから洗口者、口を洗う人は誰がやるのか。これなんか随分学校の方では嫌がってるっていうふうに聞いておりますので、現在の計画で構いませんのでお聞かせ願いたいと思います。

もう一つ説明がなかった11ページの、まちなかづくり推進事業費補助金、これどうのことをやるのかだけで結構ですので、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（永田義昭君） 学校教育課長。

○学校教育課長（稲田和也君） フッ化物洗口について、今後の予定あたりをどうなっているかというご質問でございます。

薬品と商品についてはですね、こちらの保健衛生費の方で上げさせていただいております。対象につきましては、小学生が1年生から6年生まで、それと中学生も1年生から3年生までを対象にしております。対象人数としましては、小学生が641人、中学生が309人で、このフッ化物洗口につきましては、保護者の希望をお取りします。希望者を募って、希望される児童・生徒のフッ化物洗口を予定しております。今月4月から準備に入りまして、学校の養護先生あたりの説明会、それと、検討委員会を立ち上げております。学校、それと健康福祉課、それと教育委員会、それと県と保健所あたりと、あと学校医あたりを含めた検討委員会で第1回の検討委員会を行っております。今後また、今月中に第2回の検討委員会を行ってまいりたいと思います。今後、あと、保護者説明会あたりをいたしていきたいと思っております。中学校区による保護者説明会、それと授業参観等による保護者説明会をして、保護者の方に啓発を行ってまいります。

実施につきましては、そういった説明会とか準備を踏まえまして、10月から実

施を予定をしております。

洗口につきましては、まず、核となる歯科衛生士にお願いをいたしまして、あとは地域のボランティア、それと学校地域支援本部事業のコーディネーターの先生方がおられます。そういったボランティアあたりも含めた形で、学校に出向いて、準備あたり、回収あたりを行っていただきます。

洗口につきましては、1分間口の中で洗口するわけですが、子ども自身が洗口してまいります。

以上です。

○議長（永田義昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西田美子君） それでは、まちなかづくり推進事業費補助金についてご説明をさせていただきます。

これにつきましては、本年度当初、392万円を計上しておりますけれども、それにつきましてはの増額分19万2,000円でございます。

事業の内容といたしましては、県の補助事業、地域の顔となる元気な商店街づくりを推進するためということで、商工業の関係者、団体等に補助をするものでございますけれども、今回の事業の内容といたしましては、ポイントカード事業のリニューアル事業ということで行われるものです。

以上です。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号について質疑はありませんか。

江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 今回竜北中学校、まあその次の西部小学校の耐震補強なんですけれども、本町のホームページを見ると、東は完了しています、宮原小学校完了しています、氷川中学校完了しています。

今回竜北中学校の校舎が1棟、それから竜北西部小学校の校舎が1棟を補強が必要です。まあ、IS値も0.51等しかないですよということで、今回の入札結果を受けて、この耐震診断及び大規模改造工事はこれで学校関係はすべて終了になるんですかね、そこをひとつお聞かせください。

○議長（永田義昭君） 学校教育課長。

○学校教育課長（稲田和也君） 今までは、学校の耐震化については、計画に基づきながら進めてまいりました。

今回、この竜北西部小学校の低学年棟と、竜北中学校の普通教室の2棟を残すの

みになりまして、今回の工事で、耐震化率は100%となります。

以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 工事請負契約締結なんですけれども、町のホームページで開札調書が公開されております。それで、その開札調書を見させていただきました。

この竜北中学校については6社が、一般競争入札ですので6社が応募してきたわけですね。その6社が応募してきて、予定価格4億2,980万に対して、最低制限価格、今回は税抜きになりますが、3億6,000万。

最低制限価格は、90%を上回った場合には、90%にしますというふうになっていますので、多分、計算上は90%を上回ったのではなかろうかというふうに思います。それで、今回の開札調書を見せていただくと、竜北中学校は98.8%、まあ、おおむね99%といってもおかしくないんでしょうけど、その中で1社の最高が3億9,700万で、99.9%の札が入っています。

これは、基本的には一般競争入札に切り替えていますから、手を挙げられた業者さんで99.9%が入っていると。他の工事を見てみるとやはり99.9%、やりたいといって手を挙げた方が、予定価格税抜きの3億9,700万に対して、ほぼ同額を入れておられる。

私は一般競争入札、仕事をしたいという業者さんがこういう札、本当に入れるのかなあと。まあ多分、町長に聞けば結果だから仕方がないと言われるでしょう。

そこで、この開札調書を見る限りにおいて、非常に不可解なところが多数あります。しかし、これは業者さんが札入れたんだから、町長に聞いても、担当課長に聞いても、答えは、それは明らかに「そういう札が入りましたから。」ということで終わりますので一つだけお伺いしたい。

この竜北中学校の入札、竜北西部小学校の入札、八火図書館・宮原振興局の入札、どれでもいいですが、すべてでもいいですけども、お伺いしたいのは皆さんのところに談合情報が入らなかったかをお伺いします。

町長、副町長、総務課長、企画財政課長、学校教育課長、教育長、以上の方に、談合情報が入らなかったかをそれぞれにお伺いいたします。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 私のほうには、そういった情報は入っておりません。

○議長（永田義昭君） 副町長。

○副町長（平 逸郎君） 私のほうにも、談合情報は一切入っておりません。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） 談合情報については、入っておりません。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 私のほうにも、入っておりません。

○議長（永田義昭君） 学校教育課長。

○学校教育課長（稲田和也君） 談合情報については、入っておりません。

○議長（永田義昭君） 教育長。

○教育長（太田篤弘君） 私のほうにも、全く入っておりません。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号から議案第27号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号から議案第27号までは、議案付託表のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

○議長（永田義昭君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

-----○-----

散会 午前11時45分